

薩摩郡平礼石寺と守護・ 地頭・郡司との関係

—旧記雜錄前編所取山内文書について—

五味克夫

川内市隈之城西手、字成岡の丘陵地に中世薩摩郡々司平氏ゆかりの寺、平礼石寺の跡が僅かに残っている。同寺に関する史料はどのような経緯によつてか近世蒲生郷士山内源太夫家に伝えられていた。同家は蒲生正八幡社司二十六家の一であるという。「三國名勝図会」隈之城の部に観現山平嶺石寺金剛院をあげ同寺の歴史の概略と史料の所在に關説している。その中で山内家に「古文書凡十六通を藏む」とあり、その一部を抄記して説明を加えている。現在その文書の所在は確認できないが、薩藩旧記雜錄前編には蒲生士山内氏文書として十六通の文書が採録されている。恐らくその全てであろう。建仁三年より元徳二年まで悉く鎌倉時代の文書であり、既に旧記雜錄（九州史料叢書）にはもちろんのこと、鎌倉遺文にも前半の分は収録されていてあらためて掲載するまでもないが、文書に従つて私見をのべる便宜上、はじめに一六通全文一括して左に記す。

一、薩摩郡司平忠直讓状
薩摩郡郡司平忠直謹言

譲与 平礼石寺座主職事
七男亀童丸

在四至

限東田畔、限南河、限西山西際、限北温谷
右件寺者 雖為古寺、故忠永朝臣之時、令修造、為子孫繁昌、
仏寺之料田被寄進畢、其後忠直差四至奉免、而今子息寺領可令
配分之日、七男亀童丸分、相副調度文書等、所讓渡也、適彼寺
者、無庄国兩方御公事之上、自今以後者、更郡司不可有綺沙汰
之事、若令此状之違背者、全忠直之子孫不可為之由、捧此証文
守護所、可令言上之状、如件、以讓、

建仁三年五月二十七日

平（花押）
嫡子平（花押）

二、平礼石寺座主忠兼申状

引返シウラニ

「さつまこほり郷ひらいしのさりのけ上」

（外題）

「任申状旨、方々違乱止ニハ、令安堵、可致弥御祈禱丁寧状如件

惣地頭兼守護所僧（花押）」

薩摩国薩摩郡内平礼石寺座主忠兼解、申請地頭兼守護所裁事、
請被殊任先跡道理、御免除當寺領四至内万雜事并檢斷等子細狀

副進

次第証文等

右、謹考旧記、当寺者は觀音殊勝之靈地、利益廣大砌也、爰以自
往古以来、蒙庄国及地頭方之御免判、所致本家国吏地頭守護所御
祈禱也、任先規重申賜御一行、欲備将来之龜鏡矣、望請恩裁、賜
御判、弥仰正理之貴、欲致万才千秋之御祈禱、仍勒子細言上如件

座主忠兼上

三 別納房忠兼申状案

引返シ裏二

「祁答院別納名主七郎薩摩郡内平礼石寺事」

僧忠兼謹言、申進 守護所御裁事、

欲被且依度々免除状、且任申状道理、平礼石寺内有限御裁許子細事、

右、件元者、當時是數百余歲之建立、利益無雙□、觀音卜居於此寺給後、自庄國兩方、寺內房舍并料田自被奉寄以來、今于全無違亂、又豐後守殿^{忠久}三ヶ國御奉行之時、度々面々之御代官雖□賜薩摩郡地頭職、於當寺者仰悲願貴事、全□住侶之煩事、爰以止住僧徒者、偏堂舍於修造、朝暮勤行而致朝家、本家大將軍并守護所御方御祈禱丁寧、罷過處、近來為地頭所之沙汰、寺中土民等之中有之、付任例申事者、不糺所犯之寔否、無左右妻子私財併被搜所天、難住侶安堵間、旁御祈禱殆為及闕如、然者自今以後者、自犯科出來者、糺真偽而、於為実犯者、任御式目狀、召取下手人之身於地頭所、妻子私財物者、付住宅可令安堵之由、蒙御裁許、住侶招居、敢欲致御祈禱矣、

一平礼石寺者、忠兼法師仁罷成時、自親父忠直之手讓得之後、令掌舍修造、致有限朝夕勤、令旁御祈禱申外、全無餘煩、經年序之處、故忠友之時、件寺依為郡司所近隣、要用之時者、寺内之下人時々雖雇仕、忠友依為忠兼之兄族、不制止申之處、自平次忠茂之時、背法寺内下人於狩役并諸事召仕之間、不罷向者、制山野天煩、加之寺中之菓子恣押取、或任法ト□取駄、剩加制止者、返質取之条、道理豈可然哉、就中富永、成求此両名、雖為公田、依為各別之名、其土民一人毛無交仕事、平礼石寺者、適旁御祈禱所也、不可及郡司進退者也、且可御賢察足哉、然者此条件先規、

可停止郡司之非分交之由、預御裁許、而招居住侶、弥欲致旁御祈禱丁寧矣、

以前条々、粗大略言上如件、

寛元二年六月廿一日

僧忠兼上

四、沙弥願也奉書

(島津忠時)

(花押)

別納七郎房忠兼申、近年為薩摩郡地頭代并本郡司忠友之子孫、於当郡内平礼石寺之寺領、地頭方付檢斷之沙汰、張行非法、郡司方催狩等之雜役、令煩寺中由事、訴狀^{書具}遣之、如狀者、尤以不便、就中彼止住之僧徒等、相続長日曉夕之勤行、令申公家武家之御祈云々、所詮於地頭方者、任前々免除之状、至于田畠以下芋桑等、不可致其違乱、又犯科人出来候時者、尋輕重、糺寔否、可處所当之罪科、触事懸橫難、不可煩寺家者、次於郡司方者、狩役并菓子之押取、牛馬之野□山野草木制止事、忠兼被申之旨、非無其謂、子細見于訴狀、但云地頭方、云郡司方、有別子細者、可被注申之由、所候也、仍執達如件、

寛元二年七月六日

即郡地頭代紀二郎兵衛尉殿

五、忠兼讓状案

(引返シウラニ)

「これハやまうちゆつりしやう」

讓与 平太子所仁

薩摩郡内平礼石寺水田畠地等事、

但致四至在本証文

右件於寺領者、僧忠兼先祖相伝之所領也、仍平太子仁限永代、本証文一通并守護所殿証文一通相副天所讓与実也、然仁任讓狀之旨、致子々孫々無相違可令領知、但彼寺領内於寺園一ヶ所、水田壹丁、仁者、宛旁御勤至五廻一仁国之勘料仁、可為住僧之沙汰、自此外、不可住僧お煩、又彼寺住僧与相次忠兼之末物者、為一味同心可有、若於心相違有惡事者、不可後悔、可思量也、仍為後日証文如件、正嘉三年二月二十九日

僧忠兼判スリケス
六、僧忠兼置文
山内之四至之間等事、
任本証文之状
東田畔 西山西際
南 河 北 温 谷
忠直讓状云、此四至之内ニ於テハ不可致一塵之違乱をも、若是寺内仁致違乱を者、不可有忠直之子孫、被載了、但於西四至者、山ハ広博ト有レ □ハ、寺サウハイノ時、忠友寺所司相共仁臨ミテ薬師之山之西ノ猿走ノ途リ、立野ノ頭ヲ踏途テ、清水大道仁踏定メラレ、若世間ノ習ハ、末々仁ナレハ女房之身ハワウ弱ナリナントモ思テ、彼四至之内を有ラムニハ、一塵之違乱ナリトモ全不可承引、書文之状立申テ可蒙御成敗也、亦東四至之末忠友之屋敷等ハ忠友之屋敷之便吉ト有シカハ、為兄弟之中カハ、為屋敷一旦奉所也、雖然忠友死去畢、不奉永代仁、至于某末仁、於テ彼寺内ニ、致水火之諍ヲ於テハ、違乱有ラムニ、所詮任書文状仁、忠兼之子孫彼屋敷等モ沙汰之、可知行也、末々為仁此ヲ注於ク、若彼四至之内仁違乱有ランニハ、此状ヲ上ニ言上シテ、可蒙御下知也、為後日子細之状如件、

正嘉三年大才四月日

僧忠兼判スリケス

七、地頭某書下案

可早任去嘉禎四年惣地頭淨尊免除状、且依去寛元二年守護所殿御免除状、停止非法沙汰事
右、件薩摩郡内平礼石寺者、是本家国吏守護地頭方旁御祈禱致丁寧候也、而間至彼寺領者、地利物已下雜公事第一向被免除了、至檢斷事者、糺実否、隨輕重、雖被行其身計罪科、妻子資財雜物等併寺内被止了、同守護地頭使乱入事被止了、而忠兼存生之後、太子

相伝之今、地頭代致非法之沙汰之由、太子申之、事実(者カ)、太子以不可然、早任前々免除之状、可致沙汰、仍重免除之状如件、弘長三年八月 日

地頭凌与スリキレ

八、薩摩守護代書下

(忠時)
薩摩郡内平礼石寺内事、任故大隅入道殿御免除状、停止方々使者之濫妨、土民等可守先例之由、加下知候之状件、

文永十一年九月 日

惣地頭兼守護代(花押)

九、某書下

(忠時)
薩摩郡内平礼石寺内事、任故大隅入道殿御免除状、停止方々使者之濫妨、土民等可守先例之由、加下知候之状件、

建治二年十月 日

稱 忍 房

一〇、島津久氏書下

(久経)

(任)

薩摩郡内平札石寺内事、任故下野入道殿御寄進状、如先例可被寺務之状如件、

弘安七年九月 日

藤原久氏(花押)

永仁式年四月廿日

平忠仁(花押)

一一、性有安堵状

薩摩郡内平札石寺内事、任故大隅殿御免除状、停止方々使者之濫妨、土民等可令安堵之状如件、

正應式年四月廿九日

沙弥性有(花押)

らす、よてしやう如件、

一二、島津忠美書下

(忠直)

(忠直)

(島津忠宗)
(花押)

(久經)

一五、親成讓状
譲与 薩摩郡内平札石寺水田畠地等事、
但至四至者本証文等在之、

右件於寺領者、覺西重代相伝之所領也、而相副次第相伝之証文等嫡子新左衛門尉親成仁限永年譲与畢、全不有他人之妨狀如件、

元亨式年十一月四日

沙弥覺西(花押)

一四、沙弥覺西讓状
譲与 薩摩郡内平札石寺水田畠地等事、
但至四至者本証文等在之、

(任)

薩摩郡内平札石寺事、任故下野入道殿免除状、停止方々使者之濫妨、土民等可令安堵之状如件、

永仁式年四月

一三、平忠仁寄進状
(忠直)

(忠直)

一六、源兼義讓状
譲与 薩摩郡内平札石寺水田畠地等事、
但至四至者本証文等仁在之、

右、件於寺領者、親成重代相伝之所領也、而相副次第相伝之証文等、嫡子毗沙福丸仁限永代譲与畢、今後日不可有他人之妨狀如件

嘉慶三年八月六日

左衛門尉親成(花押)

ひられいしのくわんおんに、た、なをのきしんたてまつるしようもんニまかせて、

一四、源兼義讓状
ゆつりたてまつるさつまこほりのうち、ひられいし寺の水田畠地等事、
た、し四しにをいてハほんせうもん

右、かのてらハ、わうこのこんりうたるうゑ、た、なをのもんしよにまかせて、た、たうかしそんすゑ／＼二いたるまで、またくいらんをなすへからす、た、しこのしやうハ、めくり殿ニたかひニ申うけ給ハるあいた、かきしんし候、このうゑハ、た、たうかしそんニをして、かのしないにいらんをなさんニいたてハ、た、なをのもんしよのむねニまかせて、またくた、たうかしそんニあるへかるる状如件、

元徳二年七月十八日

源兼義（花押）

二

(一) 忠直は忠永の子、忠永は平安末期、薩摩大隅両国にまたがつて勢威をふるつたという阿多忠景の弟、忠景と結んで薩摩郡々司として同地に地盤を築いた。平札石寺は古寺として既に存在していたが、忠永は同寺を修造し、子孫繁昌を祈念して料田を寄進したという。忠永の子忠直も四至を定めて賦課を免除している。忠直は建仁三年（一二〇三）五月、寺領を七男亀童丸分として調度文書と共に譲与した。同寺は庄国両方の公事が賦課されぬところであり、今後は郡司としても干渉してはならぬことと定められたのである。そして証文を守護所に提出してその保証を求めたのである。連署の平とは忠直であり、嫡子平とは忠友をさすのであろう忠友は建久岡田帳に薩摩郡三百五十一町三段内の社領一町七段（府領五ヶ社内中島宮）の下司として、また公領三百十七町内、成枝八十六町の郡司としてみえる。(二)さて亀童丸は後の忠兼で、平札石寺の座主となつた。忠兼は嘉禎四年（一二三八）五月、(一)をよりどころに新たに惣地頭兼守護所の保証を求めている。すなわち庄国及び地頭方の免判を得て、本家国吏地頭守護所の祈祷を行なつてゐる上は先例にしたがい重ねて寺領四至内の万難事並びに検断の免除を申請したのであり、これに応じて惣地頭兼守護所僧は安堵の外題を与えてゐる。惣地頭兼守護とは島津氏で当時は二代忠時代であるが、ここに署名しているのは惣地頭兼守護代で淨尊その人であろう。このようにして平札石寺領については守護所の安堵を得たものの、坐して傍観していたのではその完全な実施は望めない。忠兼はその後もひきつづき寛元二年（一二四四）六月、

守護所の裁定を求め(三)、同年七月には守護忠時の袖判を与えられている(四)。これらの中でも忠兼は当寺については庄国両方より寺内坊舎及び料田の寄進をうけ、守護島津忠久の代にその代官が何人か薩摩郡地頭（代）に補任されてきたが、当寺には何の妨害も加えず、住侶は安んじて公家武家守護方の祈祷を勤修してきたところが、最近になって地頭所が寺中の土民らの檢断沙汰として、その妻子私財の搜索等にも当るようになり、安心して祈祷に専念しがたくなつた。そこで今後は犯罪が発生したら真偽を糾し、犯罪が事実であれば式目の旨に任せ、下手人の身柄は地頭所に召取らせるが、妻子や私財については住宅に付けて安堵させることと定め、住侶をして安んじて祈祷に当らせることにしたいというのである。次に郡司方の非法について述べている。これについては平札石寺は忠直から忠兼が相続し堂舎を修造し、祈祷に余念なからしめ、住侶をして安んじて祈祷に当らせることにした。郡司忠直のあと忠友の代になつて寺が郡司所の近隣であるため、要用の時に郡司が寺内の下人を雇仕することがあつたが、忠友は忠兼にとつては兄にあたるので一々これを制止するようなことはしなかつた。ところが忠友のあと忠茂の代になると、法に背き寺内の下人を狩役や諸事に召仕うようになり、出向しないと山野を制して煩いをかけ、あまつさえ寺中の菓子を勝手に押し取つたり、駄をとつたりし、これを制止するとかえつて質にとつたりする、といったような非法を行なつてゐる。道理にそむくといふべきであろう。一体富永・成求・富力の両名は、公田ではあるが、各別の名としてその土民を郡司が他名の土民と混同して使役するということがあつてはならぬ筈である。平札石寺は庄公守護所の祈祷所であり、郡司の進退権は及ばぬ筈である。先例通り郡司非分の関与を排除し、安んじて住侶が

祈祷に専念できるように裁定ありたしと訴えている。そしてこれに対する守護島津忠時は寺領について「地頭が検断の沙汰に付き非法を張りし、郡司方が狩等の雜役を催促して寺中に煩いをかける」等の非法を停めさせるよう沙弥願也をして郡地頭代紀二郎兵衛尉に令している。そしてそれらの証文と共に正嘉三年（一二五九）二月、寺領を平太子に永代譲与したのである^(五)。この譲状の中で「但し彼等領内於寺園一ヶ所、水田一丁」については「旁御勤、云五廻一任國之勘料仁」宛て住侶の沙汰として勤仕させるごととし、それ以外は住侶に負担をかけぬこととし、領主たる忠兼の相続者は一味同心して寺領の保持にあたるべきことを令している。同年四月の忠兼の置文はその寺領の四至について詳細に記したものである^(六)。しかし平太子の代になつてから早速地頭代の非法があつたとみえ、弘長三年（一二六三）八月、地頭（代）凌与は平札石寺領の不輸の特権を認め、檢断について具体的に定め言及している^(七)。それによれば「實否を糺し輕重に従い、其身ばかりを罪科に行われても、その妻子や資材雜物等についてはすべて寺内に止め、守護地頭使の乱入についても禁止」している。恐らく地頭代は檢斷権の濫用により、平太子より訴えられたのである。平太子は忠兼の血縁者であろうが、直接の関係にあるかないか明らかでない。「薩摩郡地誌備考」所収古系図の中に、

薩摩六郎忠直二男
忠 宗
号山口次郎
忠 重
後忠清成枝弥平三
薩摩六郎忠直二男
忠 光
忠 重
後人道
女子 平札石座主職

とあり、この女子が平太子かと思われる。

平太子は女性故あなどられ非法を受ると訴えている。何れにしても忠兼の後継者として譲られたものかと考えられる。以上平札石寺に付与された特権の確認はその後文永十一年（一二四七）九月八、建治二年（一二七六）十月九、弘安七年（一二八四）九月十正應二年（一二八九）四月土、永仁二年（一二九四）四月^(八)、とつづいて行なわれている。何れも惣地頭兼守護所の発出した書下で、文章はこのうち^{(八)・(九)・(十)}は「任故大隅殿御免除状」とあり^(十一)は「任故下野入道殿免除状」とあるだけの相異で方々の使者の濫妨の停止と土民の安堵を令したものであり、^(十一)もまた「任下野入道殿御寄進状」せて寺務すべきことを令したものである。

かくして永仁二年（一二九四）四月、平忠任（忠仁とあるが忠任であろう）は先祖平忠直が平札石觀音に寄進した証文にしたがい、忠任の子孫たるものは今後一切寺内に違乱を行なつてはならないとの証状を記している^(十二)。忠任は忠直—忠友—忠持—忠国の後で薩摩郡々司を當時世襲していたのである。

元亨二年（一二三二）十一月、平太子の後と思われる沙弥覺西は重代相云の所領平札石寺の水田畠地等を嫡子新左衛門尉親成に永代譲与しており^(十三)、さらに嘉曆三年（一二三二八）八月にその左衛門尉親成は重代相伝の所領平札石寺の水田畠地等を嫡子毘沙福丸に永代譲与している^(十四)が、翌々年の元德二年（一二三三〇）七月、今度は源兼義なる者が同領（重代相伝所領という）を養子彦犬丸に代々の譲状の正文を一括してそえて永代譲与している^(十五)。現在山内文書として伝えられる一六通の文書とはこのようにして彦犬丸が譲り受けた文書だったのである。そして年代からみて源兼義は毘沙福丸その人だつたのではあるまいか。

右の相伝系図を作成すれば次の如くになろう。

忠友 — 忠茂 — 忠国 — 忠任
忠恒 (成岡)

忠永 — 忠直 — 忠兼 — 平太子 — 覚西 — 親成 — 源兼義 — 彦大丸
(亀童丸) (毗沙福丸)

平姓から源姓にかわった時点、事由等について明らかにすること
は出来ないが、縁戚関係者の相続による移動（たとえば平太子の
夫が源姓であつたことにより、その子が源姓を称した）ではない
かと推測する。

或は(三)にみえるめぐり殿は廻殿で大隅の豪族廻氏かとも思われる。
廻氏は頼政の末裔で源姓を称する。

三

かもしだいが、惣領郡司に対する独立の立場を表明しているものともうけとれよう。守護地頭所の免判をよりどころに一貫して同所に訴え、郡司進止権の排除を主張してやまない。

そして本来地頭未設置地区の多かった薩摩郡にもようやく地頭の支配権が浸透し、郡司名として地頭不関与の成枝名にも五升米の賦課、地頭名の出現等があり、地頭勢力の進出は抑止しがたい大勢であった。平礼石寺座主はむしろ守護地頭方と緊密に結び寺領の確保につとめたのである。

現在平礼石寺跡・金剛院跡として若干の石造物（平安・鎌倉期のものを含む）を残す場所は大字西手、小字成岡といい、まさに成枝名の支名成岡名の地に当る。成岡は忠友の子、平三郎忠恒の仮名と考えられる。主として忠友の成枝名を相伝した忠持^(茂)は兄に当たり、平礼石寺座主となつた忠兼は叔父に当る。平礼石寺の寺域内に成岡名があり、また富永（長）、成求（富）名も公田ながら各別の名とされていたことは、これらが、成枝名から分れながら平礼石寺との関係で郡司の進止権の及ばぬ別名とされていたことを物語るものであろう。忠兼のあとをついだ平太子が或は成富名主の祖かと推定される忠友の弟忠宗の子忠光（入道極楽）の、弟忠重の女に当ると思われるることも注目されよう。

山内氏文書を載録する島津家本「薩藩旧記雑錄前編」の関係部分は何れも伊地知季安の自筆にかかり、彼が蒲生士山内氏（『三國名勝図会』では山内源大夫）所蔵の原本から書写したことは間違ないと思われる。また季安は文書の後に入名等について補注を加えている。

(八)に「按ルニ故大隅入道殿ハ忠時ニ当ル、文永九御逝去也」、(九)に「按ルニ故大隅入道ハ御二代忠時公ノ事ナラン」、(十)に「按ルニ別納七郎房と称するのは四の端裏書に「祁答院別納名主七郎」とあるところから、或は祁答院に名主職を有していたことによるの

ニ此年四月、三代久経公御逝去ナレハ故下野入道ハ久経公ノ事ナラン、左アリテ久経公ノ御末弟三七郎久氏ト云御方アリ、時代ヲ以テ考レハ当レリ、後考ヲ俟ツ」⁽¹⁾、⁽²⁾に「按ルニ此花押ハ御四代忠宗公ニテ、故下野入道ハ久経公ナルベシ、比志島氏文書、正応三十二月十五日、忠宗公御花押等見合ヘシ」の如くである。季安の記す如く薩摩郡は鎌倉時代を通じて薩摩国守護島津氏が惣地頭職をも併せもつ郡であり、惣地頭兼守護とはもちろん島津氏であるが、実務は代官のつかさどるところで、(2)の惣地頭兼守護所僧とあるのは、花押からみて延應元年(一二三九)十一月九日付の比志島文書に惣地頭兼守護所代僧とあるのと同じく大輔房淨尊であろう。四の袖判について季安は「宝治元年十一月廿二日比志島文書ニ此花押アリ、見合ベシ」と記しているが、それは薩摩国守護前大隅守忠時のものに相違ない。沙弥願也は忠時の意をうけて文書を発出したものであり、宛名は即郡地頭代紀二郎兵衛尉殿となつてゐる。同人は比志島文書、宝治元年(一二四八)十一月廿二日条に惣地頭紀二郎左衛門尉殿とあるのと同人であろう。惣地頭代にして薩摩郡、満家院の地頭を兼職していたのである。

前述の如く当初薩摩郡には地頭職のない郡司名(建久岡田帳によれば成枝八十六町、他に光富四十九町、是枝九町も地頭のおかれぬ一円公領で計一四四町であり、薩摩国々領一一町の大半をしめている。同郡内島津庄寄郡等には惣地頭島津氏が所職を有している。)があり、惣地頭の関与も検断権の行使を契機としている。そして地頭権限の増大にともない成枝名内の別名的存在となつていた平札石寺はむしろ惣領郡司の管下を脱して守護惣地頭に接近しその庇護を求めたのである。

平札石寺の文書が何故鎌倉時代の文書のみを蒲生士山内氏文書

として伝えたのか疑問はつきないが、その文書相伝の事情の解明が中世から近世からにかけてたどった平札石寺の歴史を明らかにする重要な鍵のように思われてならない。

(追記)

本論で述べたことは前に「薩摩国御家人薩摩郡成枝、成富名主について」⁽³⁾三角(森)氏文書の紹介を中心にして」(鹿児島大學法文学部紀要「文学科論集」一二)でふれたことがある。参考照していただければ幸いである。

(鹿児島中世史研究会報37 所収)

(補記)

右の論文は昭和五十二年執筆のものであるが、今回関係資料として再掲するに際し、とくに改稿せず、若干誤脱等を修補するにとどめたことをおことわりしておく。